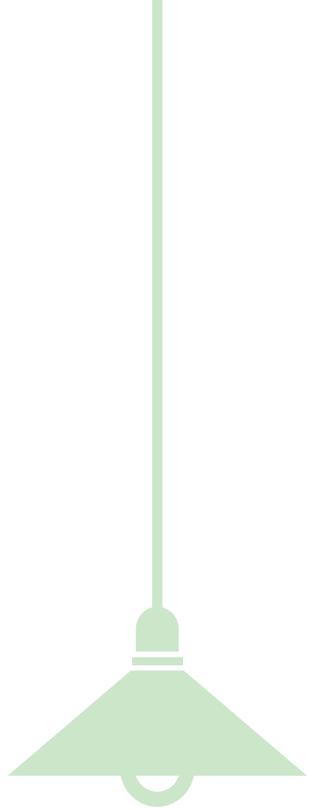


# 新型コロナウイルス感染症 対応マニュアル





## 目次

はじめに ..... 4

① コロナを広げないために ..... 5

コロナウイルスとは? ..... 6

手洗いの実践 ..... 7

こまめな清掃・消毒 ..... 8

健康状態の確認と「3密」の改善 ..... 9

陽性者が判明した場合 ..... 10

社交飲食業における新型コロナウイルス  
感染拡大予防ガイドライン ..... 11

新型コロナウイルス感染症対策のための  
アンケート用紙 ..... 15

新型コロナウイルス接触確認アプリについて ..... 16

キャッシュレス決済の推進 ..... 17

<b>② 組合員のみなさまへ</b> .....	18	衛生環境激変対策特別貸付.....	36
新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの飲食店経営者の皆様へ.....	20	家賃支援給付金.....	37
持続化給付金.....	21	雇用調整助成金.....	40
申請の流れ.....	22	納税猶予・納付期限の延長.....	42
基本情報の入力.....	23	電気・ガス料金の支払猶予等.....	45
必要書類.....	24	都道府県別 補助金・助成金・融資情報.....	46
算定方法.....	25	北海道・東北ブロック.....	46
新型コロナウイルス感染症特別貸付.....	28	関東ブロック.....	47
特別利子補給制度.....	29	東京・中日本ブロック.....	48
お申込の流れ.....	30	中日本・中四国ブロック.....	49
必要書類.....	31	九州・沖縄ブロック.....	50
記入例 - 借入申込書.....	32	(一社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC) 音楽利用の一時的な休止に伴うお手続き.....	51
記入例 - 売上減少の申告書・ご商売の概要.....	33	お役立ち情報.....	52
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付.....	34		
新型コロナウイルス対策衛経融資.....	35		

## はじめに

社交飲食業の皆さまのご商売は、不特定多数のお客様と接する機会の多いご商売です。そのため人から人へと感染が拡大することを防止するためには、経営者そして従業員が感染するリスクが高い商売をしているという自覚をもつことが大切です。もし経営者、従業員が感染した場合、お店や施設を利用した多くのお客様にも新型コロナウイルスを感染させ、感染拡大につながってしまうリスクがあります。

新型コロナウイルスは世界各地で感染が拡大し多数の死者が出ております。日本政府による47都道府県への「緊急事態宣言」は5月25日までに解除されましたが、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくにあたり、事業者が提供するサービスごとに一層の感染拡大防止の対策が求められています。

この新型コロナウイルス感染症対応マニュアルには、厚生労働省のご指導、同感染症対策専門家会議による提言を踏まえて全社連がまとめた「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを掲載しております。毎日の営業において、感染拡大防止に取り組む目安にいただき、従業員やお客様が安全かつ安心して利用できるお店づくりを目指しましょう。

また、このマニュアルには経済産業省等の経済支援策や日本政策金融公庫の融資情報なども掲載しておりますので、ご商売の継続に向けて是非ご活用頂きたいと考えております。

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

会長 友本正己

# コロナを広げないために

もし、経営者、従業員が感染した場合、  
お店や施設を利用した多くのお客さまにも新型コロナウイルスを感染させ、  
感染拡大につながってしまうリスクがあることをしっかり認識しましょう。  
毎日の営業において、感染拡大防止にしっかり取り組むことで、  
従業員やお客さまが安心して利用できるお店づくりを目指しましょう。



アクリルボード設置例

## コロナウイルスとは？

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスがあり、現在流行しているのが「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」です。ウイルスは自分自身で増えることができず、粘膜などの細胞に付着して入り込み増えます。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいますが、物の種類によっては24時間~72時間くらい感染する力をもつと言われています。流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

# 「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と  
**十分な距離を取る!**

2メートル

窓やドアを開け  
**こまめに換気を!**

屋外でも密集するような  
**運動は避けましょう!**  
少人数の散歩や  
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い違いに座る

会話をするときは  
**マスクをつけましょう!**

5分間の会話は  
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは  
**会話を慎みましょう!**

首相官邸  
厚生労働省  
厚生労働省フリーダイヤル  
0120-565653

厚生省 コロナ 検索

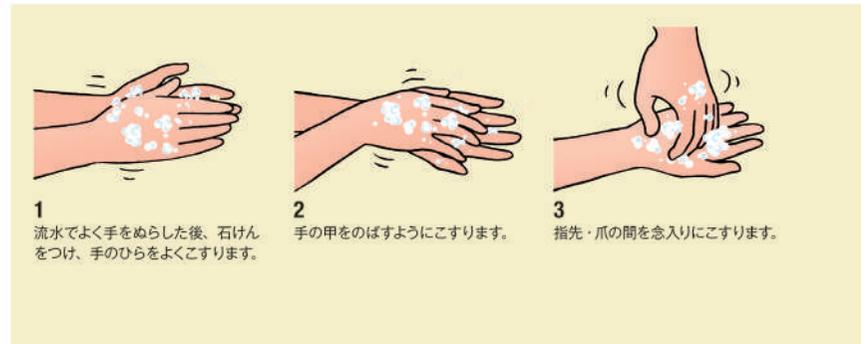
対策その **1**

**就業の前後、作業・サービス提供の前後、清掃作業の後など、こまめに手洗いを実践しましょう!**

- こまめな手洗いの重要性について、従業員全員に周知・徹底しましょう。
- 特に店舗内の清掃作業後、お客さまも触れる場所への接触、休憩前後、お会計など現金を扱ったあとなど、必ず手洗いが必要な場合を明確にして、従業員全員に徹底しましょう。



【手洗いの励行】



対策その **2**

**可能な範囲で来店されたお客さまにも手指の消毒をお願いしましょう。**

- 来店されたお客さまは、店内・施設内の備品・設備に触れることがあります。
- 消毒液を用意し、従業員のみならず来店したお客さまにも手指の消毒をお願いします。  
※アルコール消毒液の入手が困難な場合は、人が良く触れる箇所について拭き取り・消毒を行きましょう。(対策その3参照)
- また、お客さまにマスクの着用をお願いするとともに、発熱や軽度であっても咳やのどの痛みなどの症状がある人は入場しないよう呼びかける、表示をするなど、一定の入場制限をすることも大切です。



### 対策その3 人がよく触れる箇所について、こまめな清掃・消毒を行いましょう。

- 接触感染防止のためにも、ドアノブ、スイッチ、テーブル、カウンターなどの手がよく触れるところを消毒用アルコールで拭く、又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤（界面活性剤を含む住居用洗剤でも可）で拭いた後、水拭きしましょう。手が触れることがない床や壁は通常の掃除で構いません。
- 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を少なくする工夫もしましょう。



● この他にもお客さまや従業員がよく触れる場所をチェックしましょう。

- 家庭用塩素系漂白剤は次亜塩素酸ナトリウム原液濃度約5～6%を含むもので、商品例としてはハイター、ブリーチ等があります。濃度を0.05%に薄めたうえで拭くと消毒ができます。
- 作り置きしたものは消毒効果がなくなるため、消毒するたびに作り直しましょう。

#### 【0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方】

メーカー（50音順）	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1ℓに本商品25mℓ (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1ℓに本商品10mℓ (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1ℓに本商品10mℓ (商品付属のキャップ1/2杯)

#### ● 消毒の際の注意事項

- 1 塩素系漂白剤を吸い込んだり、直接手指についたりすることを防ぐため、マスクや手袋を着用しましょう。また、漂白剤は衣類に付着すると脱色の原因になるため、適宜、作業服やカッパ等を準備しましょう。
- 2 消毒をする際には換気を行いましょう。
- 3 金属部分は腐食することがありますので、使用を避け水拭きにしましょう。
- 4 消毒液を十分に含ませてしぼったペーパータオル等で清掃する場所を拭き取ったあと、水拭きしましょう。また、使用後のペーパータオル等はビニール袋に入れて密封し、たうえて廃棄しましょう。
- 5 スプレー式ボトルでの噴霧は、ウイルス拡散の可能性があるため好ましくありません。



#### ● トイレ清掃の注意事項

- ※感染リスクが比較的高いと考えられているため留意しましょう。
- ・便器内は通常の清掃で構いません。
  - ・不特定多数が接触する箇所（水洗いレバー、ボタン、ペーパーホルダー等）は消毒しましょう。
  - ・トイレのフタを閉めて汚物を流すように表示しましょう。
  - ・ハンドドライヤーは止め、共有のタオルは禁止して、ペーパータオル、個人用タオルを設置しましょう。



#### ● ゴミの廃棄の注意事項

- ・鼻水、唾液が付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して縛りましょう。
- ・ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用しましょう。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は必ず石ケンで手を洗いましょう。



対策その **4**

**従業員・スタッフの日常的な健康状態を確認しましょう!**

- 従業員・スタッフ全員が出勤前に検温し、体温を確認するよう徹底しましょう。
- 発熱がある場合や風邪等の症状がある場合には、「出勤させない・出勤しない」を徹底しましょう。
- 同居する家族についても同様に発熱・風邪等の症状がある場合の対応についても事前に決めておきましょう。



※感染症拡大防止の観点からは、同居する家族が発熱・風邪等の症状がある場合には自宅待機が望ましい。

● 毎日の検温。体調不良時の「出勤させない」・「出勤しない」が感染拡大防止には大切です。

- 従業員・スタッフが「感染しない」ためのその他の取り組み



**1** 開店時間、閉店時間の見直し、出勤時間の見直しなどにより、時差通勤や自転車通勤を活用しましょう。



**2** 休憩所、バックヤードなど狭い場所を沢山の従業員が利用しないように配慮しましょう。



**3** 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での会話など、集団感染が発生しやすい場所への立ち入り等について感染防止を意識して行動するよう呼びかけましょう。



**4** 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽しましょう。

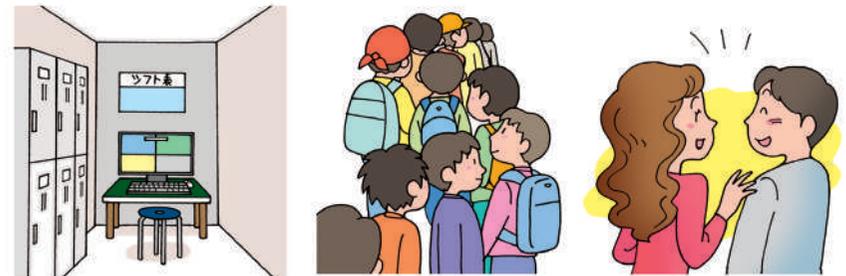


**5** ユニフォームや衣類はこまめに洗濯しましょう。

対策その **5**

**お店・施設の「3密」を改善し、集団感染（クラスター）の発生を予防しましょう!**

- 集団感染（クラスター）の発生しやすい場所

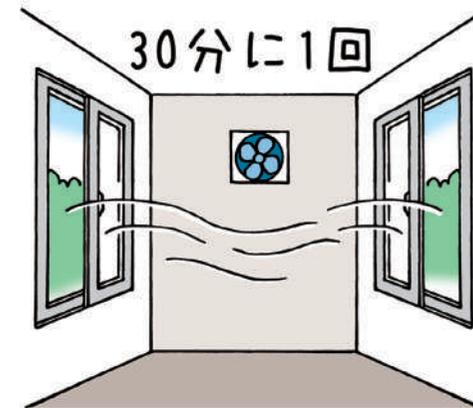


**1** 換気の悪い密閉空間

**2** 多くの人が密集

**3** 近距離での会話・発声

- お店・施設の換気を良くしましょう。

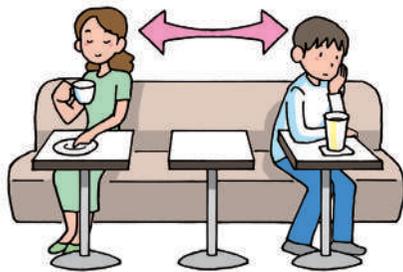


**1** 風の流れることができるよう、2方向の窓を、30分に1回以上、数分間程度全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

**2** 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用するなど工夫することで、換気の効果はさらに上がります。

●お客さま同士の距離を確保する工夫をしましょう。

十分な距離をとる



隣の人と1つ飛ばしに座る・真向かいに座らず互い違いに座るなど、イスの数や配置を工夫して、お客さま同士の距離を十分に保つ。  
(飲食店)



理容椅子、美容椅子の利用可能席数を減らし、お客さま同士の距離を広くとる。  
(理美容業)



完全予約制にし、店内の客数を減らす。  
(理美容業・飲食店)



フロント、会計、券売機の利用に際して、他のお客さまとの距離を取るよう注意喚起を掲示する。

- 皆さんのお店を利用するお客さまも「感染しないように」と気をつけています。
- 感染拡大防止のために取り組んでいることをしっかりとお客さまに分かるようにPRし、安心して快適な時間を過ごしてもらえる工夫を考えましょう。

対策その6 **新型コロナウイルス感染症の陽性者等が判明した場合には適切に対応しましょう!**

従業員等の感染は、多くのお客さまにも感染を拡大させてしまう恐れがあります。感染拡大防止のため、従業員が万が一感染した場合には、「速やかに」・「正直に」職場へ報告することが大切になってきます。そのためにも、新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他不利益な扱い、差別的な扱いを受けないことを従業員全員に周知し、徹底しましょう。(従業員の不安を払拭してあげることが大切です。)

- 従業員が新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに職場に電話、メール等により連絡することを周知・徹底しましょう。
- 報告をうける担当部署・担当者を明確にし、全員に周知しましょう。
- 経営者自身が新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合についても、対応方法を決めて周知・徹底しましょう。
- 従業員等が新型コロナウイルス感染症に陽性であることが判明した第三者との濃厚接触があり、保健所等から自宅待機等の措置を要請された場合にも、速やかに職場に電話、メール等により連絡することを周知・徹底しましょう。
- 従業員等が新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合、所轄の保健所に連絡し、その後の対応について相談、指示を受けてください。



保健所に相談・確認すること

- 営業の継続・施設の消毒について
- 他の従業員の出勤・従事について
- お客さまへの連絡について

※他の従業員やお客さまへの感染拡大を防ぐ「感染させない」ための措置を検討しておきましょう。

# 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月13日策定  
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

## 1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

## 2 感染防止のための基本的な考え方

社交飲食業では、これまでにクラスターの発生が確認されていることから、感染リスクを抑制するため適切な感染予防対策を講ずる必要がある。

施設管理者は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、お客様への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

本ガイドラインは、社交飲食業の事業者が本格的に事業を再開するにあたって、現場の実情に配慮して1密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2密集場所（多くの人々が密集している）、3密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の実施、人と人との間隔の確保（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）等を通じて、お客様と社交飲食業に働く従業員の安全・安心を確保するための参考となる具体的取組等を示すことを旨とする。なお、社交飲食業には、カフェー、バー、キャバレー、スナックなど様々な営業種別があり、さらには接待行為の有無やカウンター、テーブルといった設備などにより様々な営業形態が存在する（例えば、キャバレー等の接待行為を伴う飲食店があり、また、バーの中には、接待行為を伴わないと想定されるホテルバーなどの形態がある。この「接待行為」とは飲食店の従業員によるものを意味する。）。事業者は、以下に示すような対応策を参考に、それぞれの営業形態に応じた感染防止対策を講ずる必要がある。

### 3 施設管理者が講じるべき具体的な対策

#### 1 | リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染(1)と飛沫感染(2)のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

##### ① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位(レジ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、テーブル、イス、メニューブック、タッチパネル、カラオケマイク、ダーツ、電気のスイッチ、トイレ、蛇口、洗面台等)には特に注意する。

##### ② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

#### 2 | 施設内の各所における対応策

##### ① 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- 店舗では食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させる。
- 営業時間や提供メニュー品目の工夫、予約・空席状況等について、お客様へ店内外の掲示やITテクノロジー等を積極的に活用して情報発信し、店舗が社会的距離や安全性を考慮して感染防止に努めながら営業していることをお客様に理解していただく。
- 国や自治体から適宜発表される最新情報(方針や助言)の確保に留意し、新型

コロナウイルス感染症防止対策として以下の基本事項を確実に押さえながら、事業を継続する。

- 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。(できるだけ2mを目安に(最低1m))
- 感染防止のためお客様の整理を行う。(密にならないように対応(店舗定員の50%を目安とする)。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入店制限を含む。)
- 入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらう。アンケート用紙は適切な期間(当面の間1ヶ月を目安に)保存する。
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置または石鹸と流水による手洗いの励行。
- マスク(適宜フェイスガード)の着用(従業員及びお客様に対する周知)。
- 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)。サーキュレーターの使用、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条」に反しない限りの定期的な窓開け。
- お客様の入れ替わりに応じて、適宜、施設及び共用物品の消毒。
- お客様が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 人と人が対面するカウンター席等は、できるだけアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなどの工夫をする。
- 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。

##### ② お客様の安全

#### 1. 入店時

- 店舗入口には、以下の場合は入店をお断りさせていただき旨を掲示する。
- 入店前に検温を行い、発熱がある場合
- 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合

- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
- 店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液(消毒用アルコール等)を用意する。
- 店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨掲 示する。
- 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限する。
- 重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方には十分な配慮を行う。

## 2. 客席へのご案内

- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)を空けるまたはパーティションで区切るなど工夫する。
- 真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫する。

## 3. テーブルサービスとカウンターサービス

### 【共通事項】

- テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の正面を避けて立ち、間隔(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)を保つ。
- お客様が入替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
- カウンターサービスは、従業員とカウンター席との間隔(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)を保つ。
- カウンターで注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意する。
- カウンターでは、従業員のマスク着用のほか、できるだけ区切りのパーティ

ションの設置など工夫する。

- 従業員はトイレ使用後など頻繁に石鹸と流水による手洗いを実施し、テーブル移動時には手指消毒を励行する。特に、お客様にグラス等を手渡す者は注意する。
- お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう、業態に応じ、掲示等により注意喚起する。
- 個室を使用する場合は、十分な換気を行う。
- お客様には来店時やトイレ使用後に石鹸と流水による手洗いや手指消毒を行うよう注意喚起する。

### 【接待行為を伴う店舗の留意事項】

- フルーツや菓子などは、大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- カラオケを歌うお客様にもマスク(適宜フェイスガード)の着用をお願いする。
- カラオケマイクの定期的な消毒。(お客様ごとまたは30分に一度程度)
- お客様の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛する。
- お客様の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離(原則2m)の確保を行う。

## 4. 会計処理

- 会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ(キャッシュトレイ)などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。

## ③ 従業員の安全衛生管理

- 従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、自宅待機とする。
- 従業員は出勤時に必ず体温を計り、店舗責任者に報告する。
- 従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まないことである。
- 店舗責任者は従業員の緊急連絡先や勤務状況・健康状態を把握するように努める。
- 感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- 店舗ではマスク(適宜フェイスガード)を適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗い等を徹底する。
- 従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けないよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える(従業員へのリスク・コミュニケーション)。
- 食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。
- 従業員のロッカールームや控え室(以下「控え室」という)は換気し、空調設備は定期的に清掃する。
- 控え室は、一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにするとともに、従業員が出入りする際は、入退室の前後に手洗いをする。
- 控え室において従業員は十分な対人距離(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)を確保する。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告するとともに、従業員の就業は禁止することを周知する。
- これらの報告を受ける担当者及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知を行う。
- 顔や髪をさわらない。
- 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知を行う。

## 4 店舗の衛生管理

- 店内(客席)は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う(窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など)。
- 店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。また、テーブル、イスなどはお客様の入れ替わる都度、アルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤(界面活性剤)で清拭する。
- 従業員は、店内の一箇所にお客様が集まらないように留意する。
- トイレは毎日清掃し、ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- トイレのハンドドライヤーは使用を中止し、ペーパータオルを置くか、個人用にタオルを準備する。また、汚物は蓋をして流すよう、使用者に注意を促す。
- 厨房の調理設備・器具を台所用洗剤(界面活性剤)で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- 感染防止対策に必要な物資(消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオル及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等)の一覧表(リスト)を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配しておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくことが望ましい(ローリングストック)。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止ガイドライン

### 「三つの密」を避ける

#### ① 密閉空間を避ける ② 密集場所を避ける ③ 密接場面を避ける

#### お客様

- 来店時マスク着用、手の消毒
- 体温測定
- トイレ使用後の石鹸と流水による手洗いの徹底
- 少人数でのご来店を促す
- お客様同士のお酌、回し飲みは避ける
- カラオケを利用する場合のマスクの着用

#### 従業員

- 出勤前の検温と出勤時の検温、頻繁かつ適切な手洗いの徹底（体調管理シートに記入）
- マスク着用（適宜フェイスガード使用）
- むやみに顔や髪に触れない。触った場合は手指の消毒をする
- 咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒の徹底

#### 店舗

- 店内清掃を徹底（ドアノブ・レジ・テーブル・イス・メニュー・タッチパネル・カラオケ機器等の共有物の定期的な消毒）
- アクリル板等で出来るだけ仕切り設置（テーブル、レジ前）着席位置を工夫
- 定期的な換気（窓・ドアの開放、常時換気扇使用）
- 食品を扱う場合、安全衛生の徹底
- トイレのハンドドライヤーの使用を中止し、ペーパータオルを設置
- 混雑時の入店制限
- 電子マネー等での決済導入、授受が発生する場合はコイントレイを使用
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置
- 抗菌除菌洗剤でのグラス等の洗浄の推進
- 発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業員の勤務制限
- 従業員及び入場者に対するマスクの着用の徹底
- 施設の適切な消毒や清掃
- ユニフォーム他衣類、ダスター類はこまめに洗濯をして清潔を保つ
- 鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に密閉。回収時は手袋を着用
- 万が一に備え、利用者の連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）
- 大声での会話が行われないようBGMや機械の効果音等を最小限に調整
- 大皿での取り分けによる料理提供の自粛
- 感染防止対策チェックリストを作成し、チェックする
- トイレ使用後の石鹸と流水による手洗いの徹底
- 対人距離の確保（最低1m）

## 新型コロナウイルス感染症対策のためのアンケート用紙

感染症の拡大を防ぐため、お客様およびスタッフに以下のアンケートを記入  
 いただくよう努めてください。アンケート用紙は以下よりダウンロードください。

<https://zensyaren.net/pdf/questionnaire.pdf>



### 新型コロナウイルス 感染症対策のための アンケート用紙

来店されるお客様・スタッフ等  
全員が対象

\*当用紙は、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会監修の「社交飲食業におけるガイドライン」での定めにより  
 来店されるお客様、及びスタッフ・キャスト全員にご記入いただくものです。  
 \*当用紙にご記入いただいた内容によっては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。  
 \*当用紙は、今後1カ月を目安に保管し、保健所などからの要請があった場合は、提出させていただく場合があります。

体温 \_\_\_\_\_ 度

チェック項目	有	無
2週間以内の海外からの渡航歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2週間以内の発熱症状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
咳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
倦怠感	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
息苦しさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
喉の痛み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鼻水・鼻づまり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
頭痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
味覚・嗅覚の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
下痢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「確認事項」に同意しました。

日付 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の記入内容に間違いはございません。

ご署名 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

電話番号または携帯番号 \_\_\_\_\_

\*このアンケート用紙はコロナウイルス感染症対策のためで、それ以外には使用致しません

## 新型コロナウイルス 接触確認アプリについて

■厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）を開発しました。

■アプリの利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。また、利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

■例えば、もし従業員の一人が新型コロナウイルス感染を確認された場合、その陽性者と接触した可能性のあるお客様、他の従業員に対して検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができますので、ぜひご活用ください。



iPhoneご利用の方はこちら



Androidご利用の方はこちら

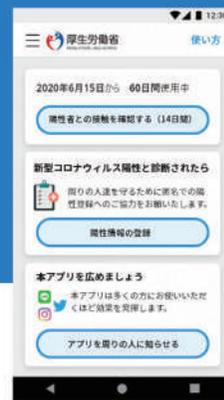


厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の詳細はこちら

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省  
新型コロナウイルス  
接触確認アプリ  
(略称：COCOA)  
COVID-19 Contact Confirming Application



\*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

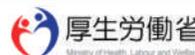
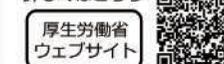
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室

## キャッシュレス決済の推進について

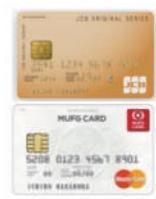
■経済産業省は新型コロナウイルス感染症流行を受け、オンライン決済の増加や、実店舗でも現金に触れないため衛生的、従業員と顧客の接触機会を減らすという観点からキャッシュレス決済を推進しています。

■キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うことです。

■キャッシュレス決済手段には、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）やスマートフォン決済など、様々な手段があります（右図ご参照）。

■新しい生活様式や、各業界の定めるガイドラインでも、キャッシュレス決済の利用が推奨されていますので、ぜひご検討ください。

## キャッシュレス決済とは ～ 主なキャッシュレス決済の例

<p><b>クレジットカード</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 後払い</li> <li>✓ 与信審査あり</li> <li>✓ スライド式/読込 (IC)式 /タッチ式</li> </ul>	<p><b>デビットカード</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 即時払い</li> <li>✓ 与信審査なし</li> <li>✓ スライド式/読込 (IC)式 /タッチ式</li> </ul>	<p><b>電子マネー (プリペイドカード)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 前払い</li> <li>✓ 与信審査なし</li> <li>✓ タッチ式 (非接触)</li> </ul>	<p><b>モバイルウォレット (QRコードなど)</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他の決済手段と紐づけ</li> <li>✓ スマートフォンで決済</li> <li>✓ カメラ読込 (QR) /タッチ式</li> </ul>
---	--	--	--

### 【参考】QRコードの種類

	店舗提示型 お店がコードを提示	利用者提示型 消費者がコードを表示
<b>動的</b> 決済の度に異なるQRを表示	<p>お店側がQRを提示 (金額も決済の度に表示)</p>  <p>消費者は読取り</p>	<p>消費者がQR/バーコードを表示</p>  <p>①バーコード ②QRコード</p> <p>お店側は読取り</p>
<b>静的</b> お店毎に常に同じQRを表示	<p>お店側がQR (紙) を提示 (金額は表示されず)</p>  <p>消費者は読取り (金額を打ち込み)</p>	<p>ほとんど存在しない</p>

出典：経済産業省「キャッシュレスの現状及び意義」、「『キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会』第1回検討会」



◀ 経済産業省「キャッシュレス」詳細はこちら

# 2

## 組合員のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の拡大によって  
特に大きな影響を受ける事業者に対し、  
給付金の申込みや貸付の相談等ができる情報をまとめました。  
また、経営相談や支援に関する相談窓口などの情報も  
まとめておりますのでぜひご活用ください。



売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい！

売上は縮小する中、  
家賃などの固定費は  
変わらず負担に…

税金や保険料の  
支払いが負担に…

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変…






## 新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

---

# 飲食店経営者

---

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

**実質**  
**無利子**  
**融資**で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

---

裏面に飲食業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

### 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの飲食店経営者の皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
家賃等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。更に、一定の要件を満たす場合は、特例的に助成率を100%に引上げ。  
※中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

デリバリーや  
弁当販売を開始し、  
集客を維持したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。  
デリバリーやEC販売を開始する際の、システム導入をIT導入補助金で支援。また、小規模事業者であれば、店舗の改装や機器の導入を行う時に、持続化補助金が活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工会中央会、信用保証協会、商工会連所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよるず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご質問に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連





売上は縮小する中、  
固定費は変わらず  
負担に…

最大200万円まで給付金を支給します。

## 持続化給付金

新たに持続化給付金が創設され、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金が支給されます。組合も申請できます、ぜひご活用ください。  
※昨年1年間の売上からの減少分を上限とする

### 【給付対象】

令和2年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象です。また、資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とします。

### 【申請期間】

給付金の申請期間は令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）までとなります。電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日（金）の24時までとなります。

## 持続化給付金 に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

### 給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

### 相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、  
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

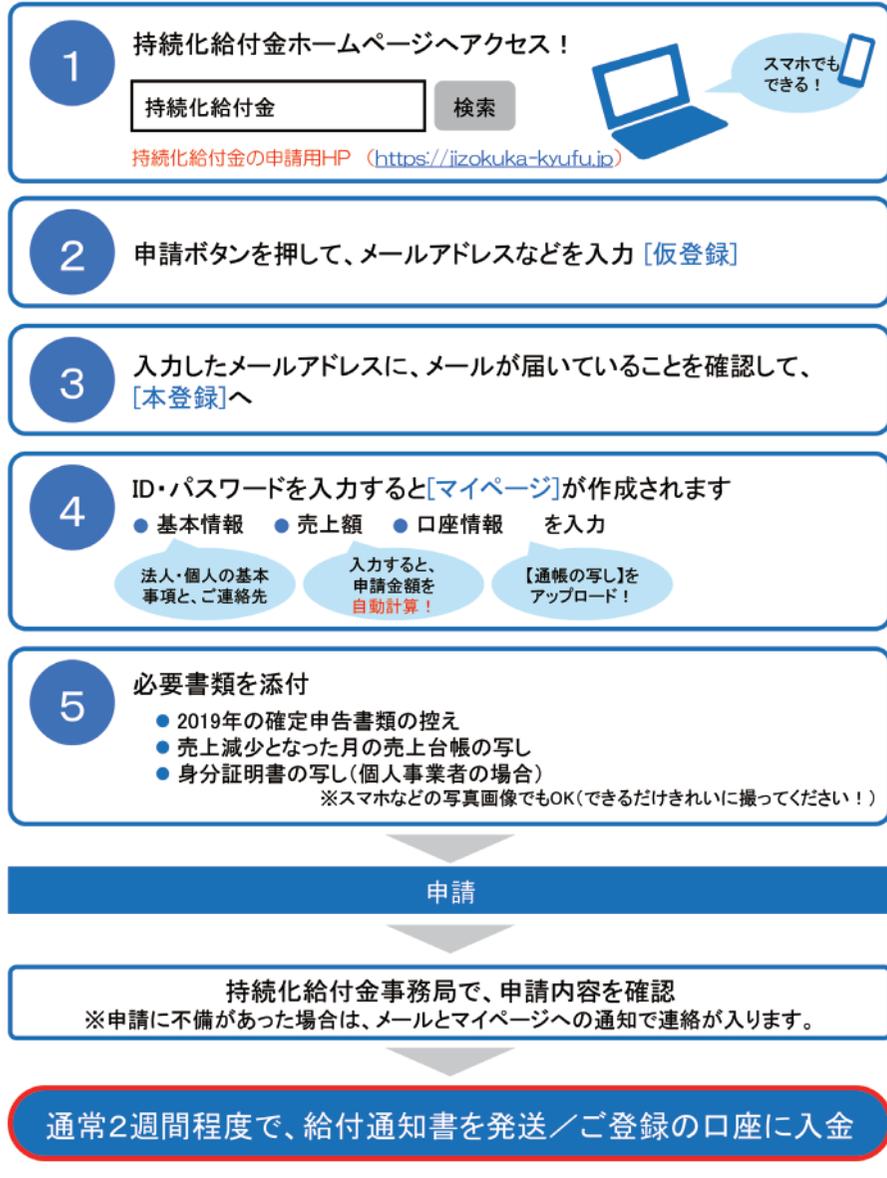
受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

## 持続化給付金の申請方法

### 持続化給付金の申請手順



## 申請の流れ

### 1 ホームページへアクセス

迅速かつ安全に給付を行うため、オンライン申請で受け付け。パソコンでもスマホでも、簡単にできます。

### 2 仮登録



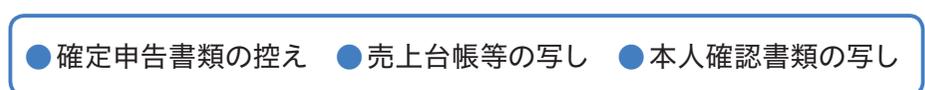
### 3 本登録



### 4 各種情報の入力



### 5 必要書類の添付



※必要書類の詳細はP24で説明いたします



**通常2週間程度でご登録の口座に入金されます。**

# 持続化給付金申請にあたって

## 基本情報の入力

持続化給付金の申請にあたって、法人または個人の基本情報を入力する必要があります。  
必要な情報は以下の通りです。

**1 法人番号** 13桁の法人番号を入力してください

**2 法人名** 会社名を記入してください

**3 住所** 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）

**4 書類送付先** ※③と同じ場合は記載不要  
郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）

**5 業種（日本産業分類）**  
大分類、中分類で該当する業種をご記入ください（申請画面で選択式）

**6 設立年月日** 法人の場合：設立年月日 西暦で入力してください

**7 資本金の額又は出資の総額**  
資本金の額又は出資の総額を入力してください

**8 常時使用する従業員数**  
常時使用する従業員の数を入力してください

**9 代表者役職** 代表者の役職を入力してください

**10 代表者氏名** 代表者の氏名とフリガナを入力してください

**11 代表電話番号** 電話番号を入力してください

**12 担当者氏名**  
担当者の氏名とフリガナを入力してください  
代表者と同じ場合「同上」とご記入ください。

**13 担当者電話番号**  
担当者の電話番号を入力してください  
代表者電話番号と同じ場合「同上」とご記入ください。

**14 担当者メールアドレス**  
担当者のメールアドレスを入力してください ※任意

**15 前の事業年度の事業収入**  
前の事業年度分の事業収入の合計を入力してください

**16 決算月** 決算月を入力してください

**17 対象月** 対象月を記入してください

**18 対象月の月間事業収入**  
前の事業年度の同月の売上と比較して50%以上減少している  
月の金額を入力してください

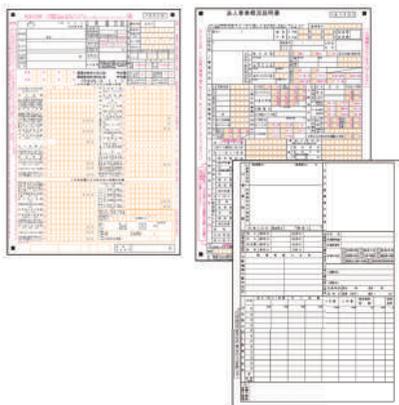
## 必要書類

申請にあたり下記の証拠書類等の提出が必要となります。

### 法人

確定申告書別表一※の控え(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚。

※少なくとも確定申告書別表一の控えには収受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。



売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの

令和2年〇月と明確な記載があるもの。



法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)

※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方

※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

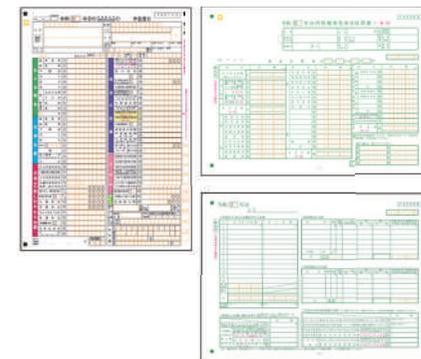


### 個人

#### ●青色申告の場合

令和元年分の確定申告書第一表※の控え(1枚)と所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚

※令和元年分の確定申告書第一表の控え1枚のみも可。ただし白色申告の場合と同様に令和元年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。



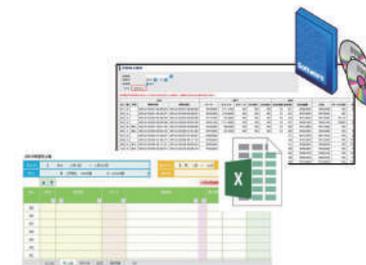
#### ●白色申告の場合

令和元年分の確定申告書第一表※の控え(1枚)計1枚

※少なくとも確定申告書第一表の控えには収受印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。

売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの

令和2年〇月と明確な記載があるもの。



法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)



※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方

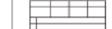
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書※)

※運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書



住民票

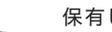
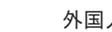


健康保険証

+

or

+



外国人登録証明書など上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替することができます。

## 算定方法

### 法人の場合

例



昨年度の収入は500万円。  
昨年（令和元年度）4月の収入は「50万円」だったけど、  
今年（令和2年度）の4月収入は「20万円」になってしまった…



昨年度の事業収入「50万円」が、今年度4月はその50%以下の「20万円」まで落ち込んでいるため、持続化給付金の対象となります。

上のように「前年同月と比較して売上が50%以下の月」で申請者が任意で選んだ月を【対象月】と呼びます。

#### ■算定イメージ

① 直前の事業年度（令和元年度の年間事業収入）	500万円
上記年度4月の月間事業収入	50万円
② 令和2年度4月の月間事業収入	20万円
算定式（A-B×12）	500-20×12=260万円
給付額	200万円 ※200万円が上限額のため

## 1. 申請の要件を確認する（算定例（3月決算））

### ■給付額の算定例

#### 給付金額の算定例1)

2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40	
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	20												

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円  
直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円  
2020年4月の月間事業収入：20万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$260万円 = 500万円 - 20万円 \times 12$$

$$260万円 > 200万円（上限額）$$

**給付額 200万円**

算定方法

個人(青色申告)の場合

例



昨年度の収入は300万円。  
 昨年(令和元年度)4月の収入は「30万円」だったけど、  
 今年(令和2年度)の4月収入は「13万円」になってしまった…



昨年度の事業収入「30万円」が、今年度4月はその50%以下の「13万円」まで落ち込んでいるため、持続化給付金の対象となります。

■算定イメージ

① 直前の事業年度(令和元年度の年間事業収入)	300万円
上記年度4月の月間事業収入	30万円
② 令和2年度4月の月間事業収入	13万円
算定式(A-B×12)	500-13×12=144万円
給付額	100万円 ※200万円が上限額のため

1. 申請の要件を確認する(算定例(青色申告))

■給付額の算定事例

給付金額の算定例1) 青色申告の場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	40	20	20	13								

2019年の年間事業収入：300万円  
 2019年の4月の月間事業収入：30万円  
 2020年4月の月間事業収入：13万円

2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

144万円 = 300万円 - 13万円 × 12

144万円 > 100万円(上限額)

給付額 100万円

※ただし、青色申告を行っている者であって、

- ① 所得税青色申告決算書を提出しない者(任意)
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③ 相当の事由により当該書類を提出できない者は、次頁の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

## 算定方法

### 個人(白色申告)の場合

例



昨年度(令和元年度)の  
収入は300万円、  
月平均の収入は「25万円」だったけど、  
今年(令和2年度)の4月収入は  
「10万円」になってしまった…



白色申告の場合、**令和元年の月平均の収入と、対象月の収入**を比べることになります。  
上記の場合、昨年度の月平均の事業収入「25万円」が、今年度4月はその50%以下  
の「10万円」まで落ち込んでいるため、持続化給付金の対象となります。

#### ■算定イメージ

① 直前の事業年度(令和元年度の年間事業収入)	300万円
上記年度4月の月間事業収入	$300/12=25$ 万円
② 令和2年度4月の月間事業収入	10万円
算定式(A-B×12)	$300-10\times 12=180$ 万円
給付額	100万円 ※100万円が上限額のため

## 1. 申請の要件を確認する(算定例(白色申告))

### ■給付額の算定事例

#### 給付金額の算定例2) 白色申告の場合

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

2019年の年間事業収入：300万円  
2019年の月平均の事業収入： $300\text{万円}\div 12=25$ 万円  
2020年4月の月間事業収入：10万円

2019年の月平均の事業収入が25万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、50%以上減少しているため給付対象となります。

$$180\text{万円} = 300\text{万円} - 10\text{万円} \times 12$$

$$180\text{万円} > 100\text{万円 (上限額)}$$

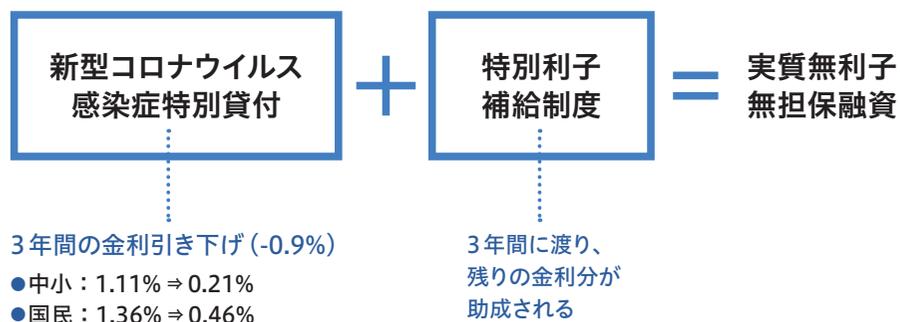
**給付額 100万円**

※白色申告を行っている場合、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較すること。



## 特別利子補給制度

新規で創設された「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せて活用することで、実質的な無利子・無担保融資が可能です。



### 【対象者】

新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けており、次のいずれかに該当する方

1. 個人事業主：要件なし
2. 小規模事業者（サービス業の場合、従業員5名以下）：売上高15%減少
3. 中小企業者（上記1,2を除く事業者）：売上高20%減少

### 【補給限度額】

中小事業：2億円      国民事業：4,000万円

## 特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。

### 【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
  - ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
  - ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
- ※小規模要件  
・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下  
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業・商工中金2億円（拡充前1億円）、国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の選及適用が可能です。

### 【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構  
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局    0570-060515  
【受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

▼お申込の流れ

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

1 お申込

・お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

〔 支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)  
ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。  
ご確認にあたっては、「[ご提出書類のチェックリスト](#)」をご活用ください。 〕

※ 最寄りの支店に直接ご提出いただくこともできますが、現在、大変多くのお申込を頂戴しており、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

また、一部の支店においては、お申込のご相談は予約制となっております。詳しくは[こちら](#)

※ [インターネット申込](#)もご利用いただけます。

〔 お申込データ受付後、お申込に必要な書類についてはメールでご案内いたしますので、後日郵送等でご提出をお願いいたします。 〕

2 ご面談

・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。

・営業状況等が分かる書類などをご準備いただきます。

3 ご融資

・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。

・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

▼ 必要書類

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

個人営業の方	現在お取引がない方	① <a href="#">借入申込書</a> （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。）
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
		③ 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）
		④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書）
		⑤ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー
		⑥ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）

法人営業の方	現在お取引がない方	① <a href="#">借入申込書</a> （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。）
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
		③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注）
		④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）
		⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書）
		⑥ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー
		⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）

（注）税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※上記のほか、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンラインや郵送でも申請できます。  
詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

裏 ※裏面もあわせて提出ください

表

受付  
月日  
受付  
番号

## 借入申込書

(一般貸付・特別貸付/生活衛生貸付用)  
**株式会社日本政策金融公庫**  
(国民生活事業)

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

フリガナカ) コウカワ ショウテン 法人名・商号(屋号) (ゴム印でもかまいません)	〒020020204 (03)-(3320)-(XXXX) 注 支店名 フヨダク オオナメナ	本店所在地 〒020020204 (03)-(3320)-(XXXX) 注 〒020020204 (03)-(3320)-(XXXX) 注 ビル・マンション名( )号( ) 株式会社 甲川商店
フリガナ コウカワ ショウテン 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願ひします(ゴム印は使用しないでください。)) 甲川 太郎	〒020020204 (03)-(3320)-(XXXX) 注 フリガナ 同上 営業所所在地 ビル・マンション名( )号( )	〒020020204 (03)-(3320)-(XXXX) 注 フリガナ シンジユク ニシシジユク お申込人または 法人代表者の方の ご住所 〒020020204 (03)-(3320)-(XXXX) 注 新居区西新宿1-14-9 (新居) 借入 ビル・マンション名( 西新宿1473号)
お申込金額 500 万円 お借入希望日 4 月 7 日 ご希望の返済期間 (元金割戻期間を含みます) 5 年 元金 1 希望なし 2 令和 年 月まで希望 毎月の返済希望日 5 日・10日 15日 20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。) ご返済金のお支払方法 口座振替( ) 銀行( ) 信用組合・労働金庫( )	携帯電話 上記以外の( )-( )-( ) メールアドレス kougawa @ xxx . xx . xx 創業年月 明・大・昭 10 年 4 月 (創業予定 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)) 業 種 菓子製造業(卸) 従業員数 4 人	運転資金 200 万円 設備資金 300 万円 (該当する項目に○を付けてください。) ① 商品、材料仕入 ② 店舗・工場 ③ 土地 ④ 買掛、手形決済 ⑤ 機械設備 ⑥ 車両 ⑦ 経費支出 ⑧ その他 当公庫との取引 有 (どこで当公庫をお取りいただいたか、届、届から1づつ選べるものに付けてください。) A 群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生協連合・指導センター 4 金融機関 5 税理士 B 群: ① 取引先、同業者、(元)勤務先 7 中小企業支援センター 8 地方公共団体 9 その他 C 群: ① 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント 5 会報誌、 広報誌、メールマガジン 6 新聞、雑誌等のメディア

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

担保・保証の条件をご選択ください。

A・ B いずれかのチェック欄にを印をお付けください。  
 また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合は  C のチェック欄にを印をお付けください。  
 (選択された内容により、適用される利率が異なります。)

他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

<b>A 担保の提供を希望しない。</b> 新たに事業を始める方 税務申告を2期経ていない方 新創業融資制度(注1) <無担保・無保証人(原則)> <input type="checkbox"/> チェック欄	<b>B 不動産等の担保の提供などを希望する。</b> 税務申告を2期以上行っている方 担保を不要とする融資(注2) <法人:無担保・代表者保証(原則) 個人:無担保・無保証人(原則)> <input checked="" type="checkbox"/> チェック欄
---	--

C 「経営者保証免除特例制度」(法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度)を希望する。(注3)  チェック欄

(注1) ご利用には一定の条件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。  
 (注2) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として定納していることを確認させていただきます。  
 (注3) 原則として、税務申告を2期以上行っていること、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が適用されます。

法人代表者の方で経営者保証免除特例制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

### 公庫におけるお客さまの情報の取扱に関する同意事項

#### 1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面で確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ 契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意ですので、同意されない方は、次の□にをつけてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)  
 なお、同意されない方で、表面で「事業者サポートマガジン」の配信を希望された方には、「事業者サポートマガジン」に限り配信させていただきます。  
 公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

#### 2 個人情報情報機関の利用・個人情報情報機関への登録等

- ① 公庫が必要と認めた場合、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関(注の1)および同機関と提携する個人情報情報機関(注の2)に、お申込人(法人の場合は代表者の方)の個人情報(各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)が登録されている場合には、それを与信取引上の判断(返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ)のために利用させていただきます。
- ② 公庫が、このお申込に関して公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に6ヵ月間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。
- ③ このお申込により公庫から借入する場合、借入金額、契約締結日および返済状況等の当該借入に関する個人情報、公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されます。

(注) 個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人情報情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) (TEL 0120-810-414)
- 2 前1の機関と提携する個人情報情報機関 全国銀行個人信用情報センター (<https://www.zenginkyo.or.jp/pic/>) (TEL 03-3214-5020)  
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jiccc.co.jp/>) (TEL 0570-055-955)

### 連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方に返済いただくこととなります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。)ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。
④ 連帯保証契約前の承諾事項	・借主の方は、契約締結時までに、連帯保証人の方に借主の方の財産および取支の状況等の内容について情報提供する。借主が法律で定められています(民法第465条の10)。 ・連帯保証人の方は、借主の方から、借主の方の財産および取支の状況等の内容について確認するために必要な資料の提供を受け、ご承諾いただいたうえで、連帯保証させていただきます。

### 添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業概要書(はじめてご利用になる方)</li> <li>・申告決算書 最近2期分</li> </ul>	☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。 創業計画書の様式は、支店の窓口にご用意しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。 ☆ 設備資金の場合は見積書、担保をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。 ☆ 必要に応じ、その他の書類をお願いすることがあります。 (このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等は)お返しできませんので、あらかじめご了承ください。
法人営業の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業概要書(はじめてご利用になる方)</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(はじめてご利用になる方)</li> <li>・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。)</li> <li>・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合)</li> </ul>	
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)または「振興事業に係る資金証明書」	

# [記入例] 売上減少の申告書

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中  
(国民生活事業)

＜業歴が1年1ヵ月以上の方＞  
①と②を比較します。

＜月の途中から売上が減少している方・  
締日が月末でない方＞  
起算日が属する月を記載し、当該起算日から1  
か月の売上高を記載してください。  
(例) 3月25日から4月24日までの売上高を  
記載する場合は、「令和2年3月」と記載

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高(①)	令和2年3月	① 1,234千円
<input type="checkbox"/> 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。		
前年(前々年)同期の売上高(②)	平成31年3月	② 1,567千円
<input type="checkbox"/> 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。		
過去3ヵ月間の平均売上高(③)		③ 1,530千円
最近1ヵ月の売上高	令和2年3月	1,234千円
2ヵ月前の売上高	令和2年2月	1,567千円
3ヵ月前の売上高	令和2年1月	1,789千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高(④)		④ 1,699千円
令和元年12月の売上高(⑤)		⑤ 1,456千円
令和元年11月の売上高		1,654千円
令和元年10月の売上高		1,987千円

- (注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。  
2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。  
3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

＜業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方＞  
①と③、①と④または①と⑤のいずれかを比較します。

(2.3)

# [記入例] ご商売の概要

ご商売の概要(お客さまの自己申告書) 【記入例】 (令和 〇 年 〇 月 〇 日作成)

☆ この書類は、ご相談にかかる時間を短縮するために利用させていただきます。なお、本書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。  
☆ お手数ですが、可能な範囲でご記入いただき、借入申込書に添えてご提出ください。

お名前 (株)〇〇ストア

1 企業の沿革・経営者の略歴等

現在地での営業開始時期	明治	大正	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	平成	令和	49年	11月	公庫処理欄
年月	内容							
S30年3月	父が個人事業主として創業							
S40年8月	当社設立							
S49年11月	現在地へ移転							
S60年5月	■書店を開設							
S54年3月	●高校卒業							
S54年4月	(株)××スーパー(△△市)スーパー 6年勤務							
S60年4月	当社入社							
H12年4月	父が死去したことに伴い、代表者に就任							
過去事業経歴	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を営んでいたことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあり、現在もその事業を続けている。(⇒事業内容: ) <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあるが、既にその事業をやめている。(⇒やめた時期: 年 月)							
実 際 経 営 者	<input checked="" type="checkbox"/> お申込人又は法人代表者 <input type="checkbox"/> その他( )							
関 連 企 業	企業名( 〇〇和子(個人事業) ) 代表者名( ) 所在地( ●●県△△市1-14-9 )							
許 認 可 等	<input type="checkbox"/> 特になし <input checked="" type="checkbox"/> 有 (魚介類販売業、食肉販売業、乳類販売業、惣菜製造業など)							

2 従業員

常勤従業員の数(法人の方のみ)	2人	従業員数(3ヵ月以上継続雇用者※)	5人	(うち兼従従業員)	1人	(うちパート従業員)	4人
※最近雇用し、3ヵ月以上継続雇用を予定している者も含みます。							

3 お借入の状況(法人の場合、代表者の方のお借入)

お借入先名	お使用みち	お借入残高	年間返済額
<input type="checkbox"/> 〇〇銀行	<input type="checkbox"/> 事業 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	3,000万円	180万円
××ファイナンス	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	100万円	60万円
〇〇銀行	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	30万円	1万円

4 取扱商品・サービス

取扱商品・サービスの内容	売上シェア	(%)
① 惣菜の販売(日替わりで10種類以上)	30	
② 鮮魚の販売(毎日地元の市場から仕入)	25	
③ その他(肉、日用品、雑貨等)	45	

5 取引先・取引関係等

フリガナ 取引先名 (所在地等(市区町村))	取引年数 シェア	振取引 割合	うち手形割合 手形の割合	回収・支払の条件	公庫処理欄
主な販売先 一般個人 ( )	90%	0%	%	即金 日付 日回収	
ほか	5社	10%	100%	0% 日付 翌月20日回収	
主な仕入先 カ)〇〇チェーンバ (株)〇〇中央市場 ( ●●県・〇〇市 )	50%	100%	0%	日付 翌月25日支払	
ほか	6社	50%	100%	90% 日付 翌月末 日支払	

(日本政策金融公庫 国民生活事業)

## 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

この貸付は、P28「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などとも併用が可能です。

### 【対象者】

生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

1. 最近1ヶ月の売上が5%以上減少した（前年又は前々年の同期と比較）

2. 前年（前々年）同期と単純に比較できない場合※、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少した

※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加など売上増加に直結する投資を行っている企業（ベンチャー企業を含む）など

- (a) 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高
- (b) 令和元年12月の売上高
- (c) 令和元年10月～12月の売上高平均額

### 【融資限度額】

8,000万円

※P29「特別利子補給制度」を併用することで、実質的に無利子で融資を受けられます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度（15ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金  
 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内【うち据置期間】5年以内  
 【融資限度額（別枠）】8,000万円（拡充前6,000万円）【担保】無担保  
 【金利】当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、4年目以降基準金利

【利下げ限度額】4,000万円（拡充前3,000万円）

※金利は令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律  
 ※振興計画認定組合の組合員以外の方における運転資金は、既往債務（生活衛生貸付）の借換を含む場合に限りです。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

### 【お問合せ先】

▶ 平日のご相談 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505  
 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

▶ 土日・祝日のご相談 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）  
 沖縄公庫：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

## 新型コロナウイルス対策衛経融資

この貸付は、P28「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などとも併用が可能です。

### 【対象者】

生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の**いずれにも**該当する方

1. 小規模事業者（従業員が5人以下の企業または個人）である
2. 最近1ヶ月の売上が5%以上減少した（前年又は前々年の同期と比較）

### 【融資限度額】

1,000万円

※P29「特別利子補給制度」を併用することで、実質的に無利子で融資を受けられます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策衛経融資

※新型コロナウイルス対策衛経に特別利子補給制度（15ページ）を併用することで**実質的な無利子化**を実現

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

#### 【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

#### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

#### 【融資限度額】

別枠1,000万円

#### 【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で4,000万円（**拡充前3,000万円**）となります。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

#### 【お問合せ先】

##### ▶ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

##### ▶ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄公庫：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

## 衛生環境激変対策特別貸付

この貸付は、P28「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などとも併用が可能です。

### 【対象者】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

1. 最近1ヶ月の売上高が10%以上減少しており、  
今後も減少が見込まれること。（前年又は前々年の同期と比較）
2. 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

### 【融資限度額】

別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

※基準金利は1.91%ですが、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%となります

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 衛生環境激変対策特別貸付

### 衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

### 【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

### 【金利】 基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%

※令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

### 【貸付期間】 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

### 【お問合せ先】

#### ➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

#### ➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄公庫：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 家賃支援給付金

令和2年5月の緊急事態宣言の延長により、事業継続を下支えするため地代、家賃負担を軽減する給付金です。

### 【対象者】

テナント事業者のうち、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者であり、次の**いずれか**に該当する方

令和2年5月~12月の売上高について

1. いずれか1ヵ月で前年同月比50%以上減少した
2. 連続する3ヵ月の合計が前年同期比30%以上減少した

### 【融資限度額】

法人：最大600万円

個人事業者：最大300万円

※申請時の月額賃料を基に、6ヶ月分の給付額相当を支給

### 【申請受付について】

令和2年7月14日（火）より、申請受付を開始しました。申請の期間は令和2年7月14日から令和3年1月15日までです。電子申請の締め切りは、令和3年1月15日の24時までで、締め切りまでに申請の受付が完了したもののみが対象となります。

やちん しえん きやうひきん  
家賃支援給付金

お問い合わせ マイページ(申請済みの方) 中小企業庁

トップ 制度内容 給付のながれ 申請サポート会場 よくあるご質問 申請する

[中小法人・個人事業者のための]  
家賃支援給付金

申請する

システムメンテナンスのため、  
午前2時～午前3時は申請できません。

重要なお知らせ

- 「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意ください
- 「家賃支援給付金」のなりすましサイト・SNSにご注意ください
- Internet Explorerをご利用の方へ

出典：経済産業省 中小企業庁「家賃支援給付金 ポータルサイト」



経済産業省  
「家賃支援給付金 ポータルサイト」はこちら



# 家賃支援給付金

に関するお知らせ

## 家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、  
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、  
**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

## 支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、

・**1か月**で前年同月比**▲50%以上** または、

・**連続する3か月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

## 給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

**算定方法**▶ **申請時の直近1か月**における**支払賃料（月額）**  
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。裏面▶

## よくあるお問い合わせ

### Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.今後、追加・変更の可能性があります、以下の書類をご用意いただく予定です。

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
  - ②申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
  - ③本人確認書類（運転免許証等）
  - ④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
- } 持続化給付金と同様

### Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。  
(なお、給付額は申請時の直近1か月における支払賃料に基づき算定されます。)

### Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

### Q4.自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4.対象ではありません。

### Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

### Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。  
(例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料)

### Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7.賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

### Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

## 家賃支援給付金 必要書類等について

## 家賃支援給付金 必要書類一例（賃貸借契約等証明書）

中小法人等向け

---

**申請要領**

- ▶ [申請要領（中小法人等向け）原則（基本編）](#)（PDF形式：2,369KB）
- ▶ [申請要領（中小法人等向け）別冊](#)（PDF形式：2,224KB）

**様式集**

- ▶ [中小法人等 支払実績証明書](#)（PDF形式：106KB）
- ▶ [中小法人等 誓約書](#)（PDF形式：127KB）
- ▶ [中小法人等 賃貸借契約等証明書（契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合）](#)（PDF形式：97KB）
- ▶ [中小法人等 賃貸借契約等証明書（契約書等の賃借人と申請者の名義が異なる場合）](#)（PDF形式：97KB）
- ▶ [中小法人等 賃貸借契約等証明書（契約書等の契約期間に2020年3月31日又は申請日が含まれていない場合）](#)（PDF形式：100KB）
- ▶ [中小法人等 賃貸借契約等証明書（契約書等が存在しない場合）](#)（PDF形式：102KB）
- ▶ [中小法人等 支払免除等証明書](#)（PDF形式：102KB）

**給付規程**

- ▶ [家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）](#)（PDF形式：299KB） (New!)

---

個人事業者等向け

---

**申請要領**

- ▶ [申請要領（個人事業者等向け）原則（基本編）](#)（PDF形式：2,651KB）
- ▶ [申請要領（個人事業者等向け）別冊](#)（PDF形式：1,506KB）

**様式集**

- ▶ [個人事業者等 支払実績証明書](#)（PDF形式：106KB）
- ▶ [個人事業者等 誓約書](#)（PDF形式：127KB）
- ▶ [個人事業者等 賃貸借契約等証明書（契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合）](#)（PDF形式：97KB）
- ▶ [個人事業者等 賃貸借契約等証明書（契約書等の賃借人と申請者の名義が異なる場合）](#)（PDF形式：97KB）
- ▶ [個人事業者等 賃貸借契約等証明書（契約書等の契約期間に2020年3月31日又は申請日が含まれていない場合）](#)（PDF形式：100KB）
- ▶ [個人事業者等 賃貸借契約等証明書（契約書等が存在しない場合）](#)（PDF形式：102KB）
- ▶ [個人事業者等 支払免除等証明書](#)（PDF形式：102KB）

**給付規程**

- ▶ [家賃支援給付金給付規程（個人事業者等向け）](#)（PDF形式：295KB） (New!)

(様式5-1)

賃貸借契約等証明書  
(契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合)

(物件の所在地) \_\_\_\_\_

(物件の名称) \_\_\_\_\_

上記の物件について、下記の者は提出した賃貸借契約書等の書類上、賃貸人等となっておりますが、現在はこの者が正当な賃貸人等であり、この者と申請者との間には、上記物件に関する賃貸借契約等が存在することを証明します。

(現在の賃貸人等) \_\_\_\_\_

---

**【現在の賃貸人等 自署 欄】**

西暦 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

会社名または名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

---

**【賃借人等（申請者） 自署 欄】**

西暦 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

会社名または名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

出典：経済産業省「家賃支援給付金に関するお知らせ」

出典：経済産業省「家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）」

### 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00） ※おかけ間違いに御注意ください。



◀ 「家賃支援給付金に関する お知らせ」詳細はこちら



従業員を一時的に  
休業させたいが  
手当の支払いが大変

## 雇用調整助成金で手当等の一部が 助成されます。

### 雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が  
休業・出向等を実施した際に、その費用を一部助成する制度です。

今回、令和2年4月1日～9月30日を緊急対応期間と位置づけ、  
新型コロナウイルス感染症に係る特例が設けられました。  
申請書類の大幅な削減やオンライン申請の運用も予定され、  
申請が簡素化されている点も特徴です。

#### 【主な特例措置】

#### 1. 助成額の上限を1人1日あたり15,000円に引き上げ

これまでの上限額は8,330円。これにより給与単価の高い正社員の休業  
手当もカバーが可能となっています。

#### 2. 助成率を以下の通り引き上げ

	変更前	解雇あり ▼	変更後	解雇なし ▼
中小企業	2/3	4/5		10/10
大企業	1/2	2/3		3/4

## 雇用調整助成金の特例措置

大企業

中堅企業

中小企業・  
小規模事業者

#### 雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に  
休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部  
を助成するものです。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

##### 【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】※下線が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用

（※その他は休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までの場合に適用）

##### ○助成内容・対象の大幅な拡充

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、大企業**2/3**）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**10/10**、大企業**3/4**）  
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり**15,000円**に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ**  
（中小企業**2,400円**、大企業**1,800円**）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が  
6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

##### ○受給要件の更なる緩和

- ⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和2年4月1日から  
令和2年9月30日までの間は、**5%減少**）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ **休業規模の要件を緩和**
- ⑫ 支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に  
係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和
- ⑬ **出向要件を緩和**（「3か月以上1年以内」を「**1か月以上1年以内**」に）

##### ○活用しやすさ

- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨  
年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ **申請書類の大幅な簡素化**
- ⑱ **休業等計画届の提出が不要（令和2年5月19日より）**
- ⑲ **オンライン申請の開始（運用開始が遅延となっておりますので、お待ちください。）**

#### 【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ  
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。  
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・  
販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 雇用調整助成金の特例措置

更なる拡大について（6月12日～）

### 【助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について】

#### 1. 助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ

これまで、雇用調整助成金の助成額の上限額は、対象労働者1人1日あたり8,330円となっていたが、今般、令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練について、**企業規模を問わず上限額を15,000円に引き上げる**こととしました。

#### 2. 解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）となっていたが、今般、この**助成率を一律10/10に引き上げる**こととしました。

#### 3. 遡及適用について

- ✓ 1・2については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、**令和2年4月1日に遡って適用**となります。  
なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、**再度の申請手続きは必要ありません。**

- ① 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主  
⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。
- ② 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主  
⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。

- ✓ ①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続きが必要となります。

### 【緊急対応期間の延長について】

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、令和2年4月1日から同年6月30日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置を講じてきました。

今般、**緊急対応期間の終期を3か月延長**することとし、**（令和2年9月30日まで延長）**、上記助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

### 【出向の特例措置等について】

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、**緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和**しました。

## 雇用調整助成金の特例措置

更なる手続きの簡素化（5月19日～）  
オンライン申請受付の運用開始の延期

雇用調整助成金の手続きを大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル：<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>

### 【更なる簡素化の内容1】実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。

【助成額】＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

### 【更なる簡素化の内容2】休業等計画届出の提出が不要に

休業等計画届について、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、令和2年6月30日までの事後提出を可能とし、2回目以降の提出は不要としていました。今般、申請手続きの更なる簡略化のため、**初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続き**とすることとしました。

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただけます。

### 【更なる簡素化の内容3】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

- ①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます  
平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

- ②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します  
年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の1ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の1か月の所定労働日数」×12

### 【雇用調整助成金のオンライン申請開始】

※大変ご迷惑をおかけいたしますが、**5月20日からの運用開始を延期いたします**。詳細は厚生労働省HP等にて発表いたします。

これまで、雇用調整助成金の支給申請は、窓口へ持参するか郵送しなければなりませんでした。が、事業主の更なる利便性向上のため、**オンラインでの申請受付を開始**します（運用開始の期日は追って発表します）。

オンライン申請URL：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>



税金や保険料の支払いが負担になっている

## 税・社会保険料の納付が猶予/減免されます。

### 納税猶予・納付期限の延長

多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、納税・納付において以下の措置が講じられています。

#### 【主な特例措置】

#### 1. 税務申告・納付期限の延長

申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税において期限が延長されます。  
→ 詳しくはP41左資料

#### 2. 事業収入が減少する場合の納税猶予(国税・地方税)

事業収入が、令和2年2月から一定の期間において概ね20%以上減少した場合(前年同期比)、原則1年間納税猶予が認められます。  
→ 詳しくはP41右資料

#### 3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予

#### 4. 個別の事情がある場合の地方税の納付猶予

財産に相当な損失が生じた、本人・ご家族が病気にかかった等個別の事情がある場合、納付猶予が認められます。  
→ 詳しくはP42資料

## 納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

### <①申告(及び納税)にお困りの方> (詳細はP66)

個人・法人全ての方が対象	
申告・納税期限の延長	<p><b>申告が必要な以下の税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税</li> <li>消費税 ・贈与税</li> <li>相続税の申告(※)</li> </ul> <p>→ 申告期限以降も、<b>柔軟に受付</b></p> <p>✓ <b>基本的には、延滞税・利子税は発生しません</b></p> <p>✓ 申告書の作成又は来署することが<b>可能になった時点で税務署への申し出</b>で受け付けます。</p>

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

### <②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限(延長された期限を含む。)までにお支払いが困難な方**

原則全ての税(詳細はP67)	
事業収入が20%以上減少	<p>2020年2月から納付期限までの一定の期間(1か月以上)において、事業収入が減少(前年同期比概ね20%以上)</p> <p>→ <b>無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予</b></p>
納税の猶予	<p><b>国税(詳細はP68)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、<b>1年間猶予</b>(状況に応じて更に1年間猶予される場合あり)</li> <li>猶予期間中の<b>延滞税の全部又は一部が免除</b></li> <li>財産の<b>差押えや換価(売却)が猶予</b></li> </ul> <p>※税務署において所定の審査を行います。 ※地方税においても、<b>国税と同様の措置</b>を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。(詳細はP69)</p> <p>&lt;個別の事情&gt; ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合</p>

### 〇イメージ(事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合)



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	・4月16日（木）まで期限を延長
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	・4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付
贈与税	令和2年3月16日(月)	※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出いただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

- ◆ 4月17日（金）以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf)

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2020年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

2020年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、**事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、**

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ◆ 原則、**1年間納税猶予が認められます。**
- ◆ **担保の提供は不要**です。
- ◆ **猶予期間中の延滞税が免除**されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「**納税の猶予許可通知書**」が送付されます。

※この「**納税の猶予許可通知書**」のほか、猶予期間中に「**納税証明書**」（その1）を取得すると、「**新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用**」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）
- ※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure1.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf)



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

### 3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

#### 【個別の事情】

#### ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

#### ③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

#### ④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

#### 猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**  
(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国稅庁** で検索、または、  
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

### 4. 個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

#### 1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

#### 【個別の事情】

#### ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

#### ③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

#### ④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

#### 2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

#### 【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 電気・ガス料金の支払猶予等

- 個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方に対しては、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について4ヶ月繰り延べる等の措置が講じられています。
- 契約をされている小売電気事業者・ガス小売事業者をご確認の上、当該事業者にお問合せください。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（4月7日）。

### 【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者にご相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)  
[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_electric.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf)



ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)  
[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_gas.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf)



※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方については、託送料金等の支払期日を4ヶ月繰り延べる等の措置<sup>(注)</sup>を講じています（6月24日）。

(注) 措置を講じている事業者

○電気：北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社

○ガス：東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 新型コロナウイルス感染症関連 都道府県別 補助金・助成金・融資情報

### 1 北海道ブロック

#### ● 北海道

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/hokkaido.html>



### 2 東北ブロック

#### ● 青森県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/aomori.html>



#### ● 宮城県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/miyagi.html>



#### ● 岩手県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/iwate.html>



#### ● 山形県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/yamagata.html>



#### ● 秋田県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/hokkaido.html>



#### ● 福島県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/fukushima.html>



各都道府県で独自に、コロナウイルス感染症関連の各種支援を行っております。  
詳細は各URL・QRコードからご覧いただき、ぜひご活用ください。

### 3 関東ブロック

#### ● 栃木県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/tochigi.html>



#### ● 静岡県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/shizuoka.html>



#### ● 群馬県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/gunma.html>



#### ● 長野県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/nagano.html>



#### ● 埼玉県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/saitama.html>



#### ● 新潟県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/niigata.html>



#### ● 神奈川県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/kanagawa.html>



## 4 東京ブロック

### ● 東京都（都・23区）

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/tokyo.html>



### ● 東京都（市町村）

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/tokyo2.html>



## 5 中日本ブロック

### ● 富山県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/toyama.html>



### ● 岐阜県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/gifu.html>



### ● 石川県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/ishikawa.html>



### ● 愛知県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/aichi.html>



### ● 福井県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/fukui.html>



### ● 三重県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/mie.html>



各都道府県で独自に、コロナウイルス感染症関連の各種支援を行っております。  
詳細は各URL・QRコードからご覧いただき、ぜひご活用ください。

## 5 | 中日本ブロック つづき

### ● 大阪府

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/osaka.html>



### ● 滋賀県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/shiga.html>



## 6 | 中四国ブロック

### ● 兵庫県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/hyogo.html>



### ● 徳島県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/tokushima.html>



### ● 岡山県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/okayama.html>



### ● 愛媛県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/ehime.html>



### ● 広島県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/hiroshima.html>



### ● 高知県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/kochi.html>



各都道府県で独自に、コロナウイルス感染症関連の各種支援を行っております。  
詳細は各URL・QRコードからご覧いただき、ぜひご活用ください。

## 7 九州ブロック

### ● 福岡県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/fukuoka.html>



### ● 熊本県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/kumamoto.html>



### ● 長崎県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/nagasaki.html>



### ● 宮崎県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/miyazaki.html>



### ● 大分県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/oita.html>



### ● 鹿児島県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/kagoshima.html>



## 8 沖縄ブロック

### ● 沖縄県

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/okinawa.html>



## (一社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC) 音楽利用の一時的な休止に伴う手続き

JASRAC では新型コロナウイルスの感染拡大を受け、カラオケ、生演奏等お店などで音楽をご利用になる皆さまから、ご営業や音楽利用の一時的な休止に伴う手続き、ご閉店や音楽利用の廃止に伴う利用許諾契約のご解約等についての手続きを受け付けています。

### 【利用許諾のお手続き・お取り扱い等】

以下の手続きを受け付けております。

1. ご営業や音楽利用の一時的な休止に伴う手続き
2. ご閉店や音楽利用の廃止に伴う利用許諾契約のご解約

※多くのご連絡をいただいております。手続き完了までにお時間をいただいておりますことをご詫言申し上げます。

詳細はJASRAC web サイトより「ご営業や音楽利用の休止・廃止に伴う手続きについて (カラオケ、生演奏等お店などで音楽をご利用になる皆さま)」を参照ください。



JASRAC web サイト  
◀ 「新型コロナウイルスの感染症への対応について」  
詳細はこちら

### 施設での音楽利用の休止

STEP1 情報の入力    STEP2 入力内容の確認    STEP3 受付完了

#### 基本情報

ご照会番号	<input type="text"/>	<small>※7桁の数字でご入力ください。ハガキ等の郵便物の場合はお宛名の右下に表記させていただいております。</small>
ご契約者様との続柄 <b>必須</b>	<input type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 家族 <input type="radio"/> 従業員 <input type="radio"/> カラオケ事業者/その他 <input type="text"/>	

#### ご契約者様

氏名/法人名 <b>必須</b>	<input type="text"/>
氏名/法人名カナ <b>必須</b>	<input type="text"/>
生年月日	年 月 日 <small>※法人の場合、ご入力不要です。</small>
ご住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="button" value="住所検索"/> 都道府県 <input type="text"/> 市区町村番地 <input type="text"/> マンション/ビル名 <input type="text"/>
ご担当者氏名	<input type="text"/>
ご担当部署	<input type="text"/>
メールアドレス <b>必須</b>	<input type="text"/> <small>▼確認のため、再度メールアドレスの入力をお願いします。</small> <input type="text"/>
電話番号 <b>必須</b>	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> <small>※ご申請の内容によってはお問い合わせさせていただく場合がございます。</small>

出典：JASRAC web サイト「ご営業や音楽利用の一時的な休止に伴う手続き」より

# お役立ち情報

新型コロナウイルスについての最新情報や経営相談や支援に関する相談窓口などの情報をまとめておりますのでぜひご活用ください。

## ① コロナを広げないために

### 新型コロナウイルス感染症基本情報

新型コロナウイルスに関する、政府による最新情報は以下の通り随時掲載されております。

#### 内閣官房 | 新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>



#### 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)



### 陽性者等が判明した場合には

従業員等が新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合、所轄の保健所に連絡し、その後の対応について相談、指示を受けてください。保健所所轄区は地域により異なりますので、以下を参照ください。

#### 厚生労働省 | 保健所 所轄区域案内

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/)



## ② 組合員のみなさまへ

### 融資・貸付について

まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。

#### 経済産業省 | 新型コロナウイルス感染症関連

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



#### 日本政策金融公庫 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)



### 持続化給付金について

#### 中小企業庁 | 持続化給付金

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



#### コールセンター

フリーダイヤル：0120-115-570

IP 電話等からのお問い合わせ：03-6831-0613（通話料がかかります）

【7月・8月】毎日8:30～19:00

【9月～12月】日曜日～金曜日8:30～19:00（土曜日祝日を除く）

## 経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

### どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介します。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

#### 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



#### 土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県よろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

#### 平日のご相談

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



#### 土日・祝日のご相談

土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。



②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

※派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。

<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html>



③電話又はオンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします。

○経営相談体制強化事業事務局（電話相談）

受付電話番号：050-5371-9453

受付時間：9:00～17:00 ※土日・祝日含む

○経営相談体制強化事業事務局（オンライン相談）

右のQRコードからアクセスして事前に申込をお願いします。



④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

中小企業基盤整備機構が事業開始に向けて現在準備中。

なお本事業とは別に、使いやすい業務用アプリをまとめたサイト「ここからアプリ」を立ち上げています。使いやすいITツールや活用事例を検索できますので、こちらも是非ご活用ください。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等



## 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋6丁目8番2号 全国生衛会館 5階

TEL:03-5733-1975 FAX:03-5733-1976

E-mail: [info@zensyaren.net](mailto:info@zensyaren.net)

URL: <https://zensyaren.net>